

令和 8 年度 償却資産（固定資産税） 申告の手引き

日頃より朝霞市の税務行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
令和 8 年度の償却資産の申告をしていただく時期になりましたので、別紙のとおり
申告書を送付いたします。誠に恐れ入りますが、事業用の資産を所有されている方は、
必ず申告いただきますようお願い申し上げます。

—目次—

I 償却資産の申告について	5 その他	・・・ 8	
1 償却資産とは	・・・ 1	III 評価方法	
2 事業の用に供するとは	・・・ 1	1 計算方法	・・・ 9
3 申告の対象となる償却資産の例	・・・ 2	2 税率	・・・ 9
4 申告が必要な方	・・・ 3	3 税額	・・・ 9
5 申告が必要な資産	・・・ 4	4 免税点	・・・ 9
6 申告の必要がない資産	・・・ 4	5 国税との主な違い	・・・ 10
II 償却資産申告方法		(参考) 少額の減価償却資産の 取扱いについて	・・・ 11
1 提出書類	・・・ 5	6 減価残存率表	・・・ 12
2 申告書等の提出先	・・・ 6	・記入例	・・・ 13～18
3 申告書等の提出期限	・・・ 6	・償却資産と家屋の区分表	・・・ 19
4 特例に該当する資産をお持ちの方	・・・ 7		

申告書提出期限 令和 8 年 2 月 2 日（月）

eLTAX（エルタックス）による電子申告

または郵送での提出に御協力をお願いいたします。

提出及び問合せ先

〒351-8501 埼玉県朝霞市本町 1 丁目 1 番 1 号
朝霞市役所 総務部 課税課 固定資産税係
TEL 048-463-1111（代表） 内線 2132 ~ 2135
048-463-2875（直通）
FAX 048-463-0942



© むさしのフロントあさか

朝霞市

I 償却資産の申告について

1 償却資産とは

土地及び家屋以外の事業の用に供することができる有形減価償却資産で、所得税法または法人税法の所得の計算上減価償却の対象になる資産をいいます。

ただし、特許権、ソフトウェア、鉱業権、その他の無形減価償却資産や、自動車税、軽自動車税の対象となる車両は除かれます。

また、事業の用に供することができる状態であれば、次の資産も課税対象になります。

- ① 建設仮勘定で経理されているもののうち、事業の用に供している資産
- ② 簿外資産（償却済み資産を含む）で、事業の用に供することができる資産
- ③ 遊休資産（稼動を休止しているが、維持補修が行われている資産）
- ④ 未稼動資産（まだ稼動していないが、既に完成している資産）

2 事業の用に供するとは

「事業」とは一般に、一定の目的のために、一定の行為を継続、反復して行うことをいい、必ずしも営利又は収益を得ることを目的とするものだけではありません。そのため、公益法人（財団法人、社団法人等）の行う活動も事業に該当します。

「事業の用に供する」とは、「事業を行ううえで、使用（利用）する」ということです。そのため、「商品として陳列されている資産」は含まれません。

また、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含まれます。

その他、直接営利事業に用いていない従業員の福利厚生施設（社宅、宿舍、寮等）の器具備品、構築物なども課税対象となります。

3 申告の対象となる償却資産の例

資 産 の 種 類		資産の種類ごとの主な償却資産
1 構 築 物	構 築 物	ネオンサイン、広告設備、外灯、構内舗装（駐車場の舗装路面を含む）、外構工事、橋、軌道、門、塀、打込井戸、塔、独立煙突、水槽、屋外排水溝、貯水池、庭園、その他土地に定着した土木設備、その他移動できる簡易建物、サイロ等
	建物附属設備※	受変電設備、建築設備、内装・内部造作等
2 機械及び装置		工作機器、木工機械、印刷機械、食品製造加工機械、駐車場機械装置、モーター、ボイラー、ミシン、コンベアー、ホイスト、ブルドーザー、パワーショベル、起重機、各種産業用機械及び装置等（ただし、自動車税、軽自動車税の課税対象は除く）
3 船 船		貨物船、一般船舶、ボート、ヨット、モーターボート、釣り船、はしけ等
4 航 空 機		飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5 車 両 及 び 運 搬 具		構内運搬車、フォークリフト、ロードローラー等の大型特殊自動車、台車等（ただし、自動車税、軽自動車税の課税対象は除く）
6 工 具 器具及び備品		机、椅子、ロッカー、金庫、レジスター、パソコン、計算機、複写機、放送設備、応接セット、陳列ケース、テレビ、ラジオ、音響機器、ゲーム機、遊技所業のパチンコ機、エアコン、冷蔵庫、医療機具、美容又は理容機器、自動販売機、測定工具、切削工具、鍛圧工具等

※ 家屋の建築設備については、取り付けられた家屋と構造上一体となっている場合は原則として家屋に含めて評価しますが、家屋自体の効用を高める設備ではなく、生産用または特定の事業用設備等は、償却資産としての申告対象になります。

また、家屋の所有者から建物を借り受けて事業をされている方（テナント）が施工した内装・内部造作（取得価額に資材の購入代価と設置にともなう工事費用を含みます）、建築設備（電気、給排水、空調、受変電設備）については、テナントからの申告をお願いしています。（自社所有建物の場合は家屋として評価をさせていただきますので、申告は不要です。）詳しくは、裏表紙（19ページ）の図表〈償却資産と家屋の区分表〉を御覧ください。

4 申告が必要な方

工場や商店を営んでいたり、駐車場やアパートを貸し付けているなどの事業を行っている方で、償却資産をお持ちの方は、地方税法第 383 条の規定により、毎年 1 月 1 日（賦課期日）現在の所有状況を申告していただくことになっています。

また、次の方々も申告が必要になります。

- ① 償却資産を他に賃貸している方
- ② 償却資産の所有者がわからない場合は、使用されている方
- ③ 償却資産を共有で所有されている方（共有者全員の連名で申告していただきます。）

※ リース資産については、取引形態により納税義務者が異なってきますが、原則としてリース会社が納税義務者になります。例外として、所有権留保付売買資産の場合は、実質的所有者が賃借人であることから、賃借人が納税義務者になります。

（国税においては、平成 19 年度の税制改正により、平成 20 年 4 月 1 日以降に締結した所有権移転外ファイナンスリースについて、原則として売買として取り扱われることになりました。しかしながら固定資産税（償却資産）においては、従来どおりリース会社が納税義務者になります。）

※ 平成 20 年 4 月 1 日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第 64 条の 2 第 1 項、所得税法第 67 条の 2 第 1 項に規定するリース（売買扱いとするファイナンスリース）資産で取得価額が 20 万円未満のものについては、申告対象外となります。

【お願い】

- 償却資産をお持ちでない方も、お手数ですが、その旨を備考欄に記入して申告書を御提出ください。
- 解散、廃業、休業、住所変更、名称変更等された場合には、申告書の備考欄にその旨を御記入いただき、必ず申告してください。

5 申告が必要な資産

- ① 令和 8 年 1 月 1 日現在、朝霞市内に所在し、事業の用に供することができる資産
- ② 企業会計上簿外資産として取り扱われている資産であっても、令和 8 年 1 月 1 日現在事業の用に供し得る資産
- ③ 建設仮勘定で経理中の資産であっても、令和 8 年 1 月 1 日現在にその全部または一部を事業の用に供している場合はその全部またはその部分
- ④ 耐用年数を経過した資産で、法定の減価償却を終えて、帳簿上残存価格のみ計上している資産
- ⑤ 資産の所有者が他の者に貸し付けて、事業の用に供し得る状態にある資産

6 申告の必要がない資産

- ① 耐用年数 1 年未満の資産、または取得価額 10 万円未満の資産で、その資産に要した経費の全部が税務会計上一時に損金、または経費に算入されたもの
- ② 当該法人等の有する減価償却資産（取得価額 20 万円未満）で税務会計上一括して 3 年間で損金、または経費に算入されたもの
- ③ 自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの
- ④ 固定資産税の家屋として課税されている資産（詳しくは 19 ページを御覧ください。）
- ⑤ 無形固定資産（例：特許権、ソフトウェア、実用新案権、鉱業権、漁業権等）
- ⑥ 繰延資産

Ⅱ 償却資産申告方法

1 提出書類

① 初めて申告される方

申 告 資 産	令和8年1月1日現在、朝霞市内に所在し、事業の用に供することができるすべての資産
提 出 書 類	① 償却資産申告書（償却資産課税台帳）（緑色）
	② 種類別明細書（増加資産・全資産用）（緑色）
そ の 他	該当資産を所有されていない場合にも、①の申告書の「備考欄」にその旨（該当資産なし）を御記入の上、必ず提出してください。

② 前年度中に申告された方

申 告 資 産	①令和7年1月2日から令和8年1月1日までに増加または、減少した資産
	②令和7年1月1日以前に取得または除却した資産で、申告漏れ等があった資産
提 出 書 類	① 償却資産申告書（償却資産課税台帳）（緑色）
	② 種類別明細書（増加資産・全資産用）（緑色）
	③ 種類別明細書（減少資産用）（赤色）
そ の 他	<u>前年中に資産の増減がない場合、当該資産を所有されなくなった場合、廃業・解散などされた場合にも、申告書の「備考欄」にその旨を御記入の上、必ず提出してください。</u>

※電算処理方式により申告される方
(事業者の方が評価額等を算出して申告していただく方式)

申 告 資 産	令和8年1月1日現在、朝霞市内に所在し、事業の用に供することができるすべての資産
	① 償却資産申告書
提 出 書 類	② 種類別明細書（増加資産・全資産用）
	③ 種類別明細書（減少資産用）
そ の 他	・原則として、全国的に統一された様式により申告してください。 ・償却資産申告書には、朝霞市より送付しました申告用紙の所有者コードを記入してください。 ・種類別明細書（増加資産・全資産用）には以下の項目を必ず記入してください。 [資産の種類、資産の名称、数量、取得年月、取得価額、耐用年数、評価額、課税標準額]

2 申告書等の提出先

朝霞市役所 課税課 固定資産税係（市役所 2 階 23 番窓口）に御提出ください。

※申告書を郵送される方で、受付印を押印した申告書（控え）の返送を希望される方は、必ず返信用の封筒に切手を貼って同封してください。

※eLTAX（エルタックス）を利用して電子申告をされる方は、申告書の提出は不要です。

※自社電算システムを御利用の場合で、朝霞市からの申告書の送付が不要な場合は、お手数ですが、備考欄にその旨の記載をお願いいたします。

eLTAX（エルタックス）について、詳しくは地方税ポータルシステムへ

<https://www.eltax.lta.go.jp/>

ヘルプデスク電話番号 0570-081459 [9:00 ~ 17:00 土・日・祝日・年末年始を除く]

※上記の電話番号でつながらない場合は 03-5521-0019

3 申告書等の提出期限

令和8年2月2日（月）

期限間近になりますと窓口が混雑いたしますので、お早めに申告していただきますよう御協力をお願いします。

4 特例に該当する資産をお持ちの方

地方税法第349条の3、同法附則第15条の規定に該当する資産がある方は、「償却資産申告書」の「11. 課税標準の特例 有・無」欄の有に○をつけ、「種類別明細書」の該当資産摘要欄に特例である旨を記入し、特例内容に係る資料を添付の上、提出してください。

課税標準の特例が適用される資産の例示（固定資産税が軽減されます。）

対象資産	特例率	取得期間
家庭的保育事業の用に供する資産	1 / 3	平成29年4月1日以降
居宅訪問型保育事業の用に供する資産	1 / 3	平成29年4月1日以降
事業所内保育事業の用に供する資産	1 / 3	平成29年4月1日以降
企業主導型保育事業 （特定事業所内保育施設）の用に供する資産	最初の 5年間 1 / 3	平成29年4月1日から 令和6年3月31日まで
再生可能エネルギー 太陽光発電設備 ※ ¹ （出力1000キロワット以上）	最初の 3年間 3 / 4	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで
再生可能エネルギー 太陽光発電設備 ※ ¹ （出力1000キロワット未満）	最初の 3年間 2 / 3	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで
中小企業等経営強化法に規定する一定の器具備品、 機械装置、構築物等	最初の 3年間 1 / 2 ※ ²	令和5年4月1日から 令和7年3月31日まで

※¹ 太陽光発電設備は、再生可能エネルギー事業者支援事業に係る補助を受けて取得したものに限ります。

※² 先端設備導入計画に賃上げの表明がある場合は、令和5年度中に取得した設備は最初の5年間1/3、令和6年度中に取得した設備は最初の4年間1/3となります。

その他、課税標準の特例が適用される資産については、以下を御覧ください。

<https://www.city.asaka.lg.jp/soshiki/9/syoukyakushisan.html>

5 その他

① 申告されない方、または虚偽の申告をされた方

正当な理由がなく申告されなかった場合には、過料を科せられることがあるほか、不足税額に加えて延滞金を徴収されます。（地方税法第 386 条、同法第 368 条）

また、虚偽の申告をされますと、罰金等を科せられます。（同法第 385 条）

② 過年度の申告について

申告漏れ等の場合、課税に際しては申告された年度だけでなく、資産を取得された翌年度まで遡って課税されます。（最大 5 年）

③ 調査協力をお願い

申告書の受理後、地方税法第 353 条及び第 408 条に基づいて調査を行う場合もありますので、その際は、御協力をお願いいたします。

また、地方税法第 354 条の 2 に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うことがあります。御理解のほど、お願いいたします。

なお、調査に伴い、修正申告をお願いすることがありますが、その場合の課税は、資産の取得年次に応じて遡及することになりますので、あらかじめ御承知おきください。

Ⅲ 評 価 方 法

償却資産の評価は、資産の取得時期、取得価額及び耐用年数に基づき、資産一品ごとの評価額を算出後、全資産の合計額が決定価格（課税の基礎となる額＝課税標準額）となります。

1 計算方法

	計 算 方 法	評 価 額
前 年 中 に 取得した資産	取得価額(A)× $(1 - \frac{r}{2}) = (B)$	(B) ただし、(B)が(A)×5% を下回る時は(A)×5%
前 年 前 に 取得した資産	前年度評価額 × (1 - r) = (C)	(C) ただし、(C)が(A)×5% を下回る時は(A)×5%

※ r・・・耐用年数に応ずる定率法による減価率

【取得価額（A）について注意点】

帳簿価額上 1 円として取得し（引き継ぎ）、取得価額を 1 円とするといった過度に安い価額は、固定資産税の課税標準となるべき「適正な時価」と乖離していると認識しています。そのような償却資産は、下表を参考に算出してください。

事 例	取 得 価 額 と す べ き 価 額
新品で取得した 資産の価額が不明	令和8年1月1日の一般市場において、その資産を新品として取得するために通常支出すべき金額
引き継いだ時点で 帳簿価額が 1 円	令和8年1月1日に同種の資産を新品で取得するために通常支出するべき額に、取得するまでの経過年数に応じる減価を行った金額
過度に安い価額で 中古取得した	

※ 通常支出すべき金額・・・引取運賃・荷役費・手数料を含む金額

2 税率

100 分の 1.4

3 税額

税額（100 円未満切捨）＝課税標準額（1,000 円未満切捨）× 税率（1.4/100）

4 免税点

課税標準額が、150 万円未満の場合は課税されません。

※免税点未満になるか否かは、申告の結果によって判断されますので、資産の多少にかかわらず必ず申告してください。

5 国税との主な違い

項 目	国 税 の 取 扱 い (法人税法・所得税法)	地 方 税 の 取 扱 い (固 定 資 産 税)
償 却 計 算 の 基 準 日	事 業 年 度 (決 算 期)	賦 課 期 日 (1 月 1 日)
減 価 償 却 の 方 法	建物、建物附属設備、構築物は定額法、それ以外は定額法と定率法の選択制度 (H28.4.1～)	一 般 の 資 産 は 定 率 法
前年中の新規取得資産	月 割 償 却	半 年 償 却 (1 / 2)
圧 縮 記 帳 の 制 度	認 め ら れ ま す	認 め ら れ ま せ ン
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	認 め ら れ ま す	認 め ら れ ま せ ン
増 加 償 却	認 め ら れ ま す	認 め ら れ ま す
評 価 額 の 最 低 限 度 額	備忘価額(1円)	取得価額の100分の5
中小企業者等の少額資産の損金算入の特例 (租税特別措置法を適用して取得した30万円未満の減価償却資産)	損 金 算 入 が 可 能	金額にかかわらず認められません。申告対象です。
少 額 の 減 価 償 却 資 産 (使用可能期間が1年未満が取得価額が10万円未満の資産)	損 金 算 入 が 可 能	損金算入したものは申告対象外 (本来の耐用年数を用いて減価償却した場合は申告対象)
一 括 償 却 資 産 (取得価額が20万円未満の減価償却資産)	3 年 間 で 損 金 算 入 が 可 能	損金算入したものは申告対象外 (本来の耐用年数を用いて減価償却した場合は申告対象)

次ページの〈参考〉とあわせてご覧ください。

少額の減価償却資産の取扱いについて

地方税法第 341 条第 4 号及び地方税法施行令第 49 条の規定により、下記①～③に記載する資産については、固定資産税（償却資産）の申告対象から除かれます。

①取得価額 10 万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの

②取得価額 20 万円未満の資産のうち 3 年間で一括償却したもの

③地方税法施行令第 49 条ただし書による、法人税法第 64 条の 2 第 1 項又は所得税法第 67 条の 2 第 1 項に規定するリース資産のうち、取得価額が 20 万円未満のもの

ただし、下記④、⑤に記載する資産（③に該当するものを除く。）は、固定資産税（償却資産）の申告対象となりますのでご注意ください。

④租税特別措置法の規定により、中小企業特例を適用して損金算入した資産

⑤少額であっても個別に減価償却することを選択した資産

	取得価額 償却方法	10 万円未満	10 万円以上 20 万円未満	20 万円以上 30 万円未満	30 万円以上
①	一時損金算入	申告対象外			
②	3 年一括償却	申告対象外			
③	リース資産 (ファイナンス・リース)	申告対象外		申告対象 ※申告いただく方は P3 参照	
④	中小企業特例	申告対象			
⑤	個別減価償却 (*1)	申告対象			

(*1) 個人の方については、平成 10 年 4 月 1 日以後開始の事業年度に取得した 10 万円未満の資産はすべて必要経費となるため、個別に減価償却することはありません（所得税法施行令第 138 条）。

(参考)

《減価残存率表》

耐用年数	耐用年数に応ずる定率法による減価率 (r)	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応ずる定率法による減価率 (r)	減価残存率	
		前年中取得のもの $(1 - \frac{r}{2})$	前年前取得のもの (1 - r)			前年中取得のもの $(1 - \frac{r}{2})$	前年前取得のもの (1 - r)
1				31	0.072	0.964	0.928
2	0.684	0.658	0.316	32	0.069	0.965	0.931
3	0.536	0.732	0.464	33	0.067	0.966	0.933
4	0.438	0.781	0.562	34	0.066	0.967	0.934
5	0.369	0.815	0.631	35	0.064	0.968	0.936
6	0.319	0.840	0.681	36	0.062	0.969	0.938
7	0.280	0.860	0.720	37	0.060	0.970	0.940
8	0.250	0.875	0.750	38	0.059	0.970	0.941
9	0.226	0.887	0.774	39	0.057	0.971	0.943
10	0.206	0.897	0.794	40	0.056	0.972	0.944
11	0.189	0.905	0.811	41	0.055	0.972	0.945
12	0.175	0.912	0.825	42	0.053	0.973	0.947
13	0.162	0.919	0.838	43	0.052	0.974	0.948
14	0.152	0.924	0.848	44	0.051	0.974	0.949
15	0.142	0.929	0.858	45	0.050	0.975	0.950
16	0.134	0.933	0.866	46	0.049	0.975	0.951
17	0.127	0.936	0.873	47	0.048	0.976	0.952
18	0.120	0.940	0.880	48	0.047	0.976	0.953
19	0.114	0.943	0.886	49	0.046	0.977	0.954
20	0.109	0.945	0.891	50	0.045	0.977	0.955
21	0.104	0.948	0.896	51	0.044	0.978	0.956
22	0.099	0.950	0.901	52	0.043	0.978	0.957
23	0.095	0.952	0.905	53	0.043	0.978	0.957
24	0.092	0.954	0.908	54	0.042	0.979	0.958
25	0.088	0.956	0.912	55	0.041	0.979	0.959
26	0.085	0.957	0.915	56	0.040	0.980	0.960
27	0.082	0.959	0.918	57	0.040	0.980	0.960
28	0.079	0.960	0.921	58	0.039	0.980	0.961
29	0.076	0.962	0.924	59	0.038	0.981	0.962
30	0.074	0.963	0.926	60	0.038	0.981	0.962

【申告書の記入例】

※用紙は2枚1組（1枚目…提出用、2枚目…控用）の複写式になっています。

● 申告書の提出日（郵送の場合は発送日）を記入してください。

3. 個人番号又は法人番号
● 個人番号又は法人番号を記入してください。

1. 所有者の住所

- 郵便番号、住所（又は納税通知書送付先）及び電話番号を記入してください。
- 方書き（ビル名等）があれば、記入してください。

2. 所有者の氏名

- 氏名・ふりがなを記入してください。
- 法人の場合は、法人名（ふりがな）及び代表者の氏名を記入してください。
- 屋号があれば記入してください。

（イ）. 前年前に取得したもの

- 令和7年1月1日現在の償却資産の取得価額の合計を種類別に記入してください。
- 令和7年度申告書の（二）計の欄の額と同じです。

（ロ）. 前年中に減少したもの

- 令和7年1月2日から令和8年1月1日までに減少した資産の取得価額の合計を種類別に記入してください。

（ハ）. 前年中に取得したもの

- 令和7年1月2日から令和8年1月1日までに取得した資産の取得価額の合計を種類別に記入してください。
- 今回初めて申告される方は、この（ハ）と次の（二）の欄に記入してください。

令和 年 月 日
受付印
埼玉県朝霞市長宛

令和 7 年度
償却資産申告書

所 有 者	(ふりがな) 1. 住 所 (又は納税通知書送付先)					(電話)			
	(ふりがな) 2. 氏 名 (法人にあっては その名称及び 代表者の氏名)					(屋号)			
資産の種類	前年前に取得したもの (イ)				前年中に減少したもの (ロ)				前年中に取得したもの (ハ)
1 構 築 物	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億
2 機械及び装置									
3 船 舶									
4 航空機									
5 車両及び運搬具									
6 工具、器具及び備品									
7 合 計									

資産の種類	評 価 額 (ホ)				※ 決
1 構 築 物	十億	百万	千	円	十億
2 機械及び装置					
3 船 舶					
4 航空機					
5 車両及び運搬具					
6 工具、器具及び備品					
7 合 計					

（二）. 計

- 令和8年1月1日現在の償却資産の取得価額の合計を種類別に記入してください。
- 次の式により求めます。

$$(イ) - (ロ) + (ハ) = (二)$$

※ 評価額ではなく、取得価額の合計です。

5. 事業開始年月

- 事業を開始した年月又は、法人の設立年月を記入してください。

4. 事業種目

- 事業の種目を具体的に記入してください。
- 資本金又は、出資金等の金額も記入してください。

6. この申告に应答する者の係及び氏名

- この申告書について、直接应答される方の係名、氏名及び電話番号を記入してください。

7. 税理士等の氏名

- 経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記入してください。

8～14. 短縮耐用年数の承認等

- 各項目の有無等について、該当する方を○で囲んでください。
- 圧縮記帳や租税特別措置法等に規定する特別償却・割増償却等は、固定資産税では認められておりませんので御注意ください。

15. 所在地

- 資産の所在地を記入してください。
- また、所在地が2か所以上ある場合、それぞれの所在地を記入し、その主となる場所の番号を○で囲んでください。

16. 借用資産

- 有無について、該当する方を○で囲んでください。
- なお、借用資産のある場合は貸主の名称等を記入してください。

17. 所有区分

- 該当する方を○で囲んでください。

18. 備考

- 資産の増減が無い、申告すべき資産が無い
- 廃業、解散、移転等の年月日
- 名称・住所、納税通知書の送付先の変更等を記入してください。

(償却資産課税台帳)

整理番号		※ 所有者コード		第二十六号様式(提出用)	
3. 個人番号又は法人番号		8. 短縮耐用年数の承認	有・無	9. 増加償却の届出	有・無
4. 事業種目 (資本金等の額)		10. 非課税該当資産	有・無	11. 課税標準の特例	有・無
5. 事業開始年月	年 月	12. 特別償却又は圧縮記帳	有・無	13. 税務会計上の償却方法	定率法・定額法
6. この申告に应答する者の係及び氏名 (電話)		14. 青色申告	有・無		
7. 税理士等の氏名 (電話)					
額		15. 市内における事業所等資産の所在地			
取得したもの(イ)		①			
計((イ)-(ロ)+(ハ))		②			
		③			
定価格(ハ)		16. 借用資産 貸主の名称等 (有・無)			
※ 課税標準額(ト)		17. 事業所用家屋の所有区分 自己所有・借家			
		18. 備考(添付書類等)			

評価額(ホ)、決定価格(ハ)、課税標準額(ト)は、電算処理により申告を行う場合のみ記入してください。

【種類別明細書の記入例】

※用紙は2枚1組（1枚目…提出用、2枚目…控用）の複写式になっています。

I 前年中に取得した資産（増加資産）

- (1) 令和7年1月2日から令和8年1月1日までに取得した資産及び市外の事業所から移動してきた資産について記入してください。
- (2) 今回初めて申告される方は、令和8年1月1日現在の全資産を記入してください。
- (3) 黒のボールペンで記入してください。

- 申告年度「8」を記入してください。

所有者コード		令和 8 年度 種類別明細書（増加資産）			
行 番 号	資産の 種類	資産の コード	資産の 名 称 等	数 量	取得年月 年 月 日
01	6		冷蔵庫	150405	
02					
03					
04					
05					
06					
07					
08					
09					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
1. 構築物 2. 機械及び装置 3. 船舶 4. 航空機 5. 車両及び運搬具 6. 工具、器具及び備品 3. 昭和 5. 令和 4. 平成				小 計	

資産コード

- 記入しないでください。

資産の種類

- それぞれ該当する番号を記入してください。

 1. 構築物
 2. 機械及び装置
 3. 船舶
 4. 航空機
 5. 車両及び運搬具
 6. 工具、器具及び備品

資産の名称等

- 名称の同じものが続く場合でも、「同上」「〃」などとせず、それぞれの名称を記入してください。

数量

- 該当資産の数量を、単位を付けずに記入してください。

Ⅱ 前年中に減少した資産（全部減少・一部減少）

(1) 令和7年1月2日から令和8年1月1日までに減少した資産を記入してください。

(2) 黒のボールペンで記入してください。

数量

- 該当資産の数量を、単位を付けずに記入してください。

- 申告年度「8」を記入してください。

令和 8 年度
種類別明細書 (

抹消コード

- 同封の「種類別明細書（一覧表）」より、減少した資産の資産コードを記入してください。

資産の種類、資産の名称等、取得年月

- 同封の「種類別明細書（一覧表）」より、減少した資産の種類、名称等、取得年月を記入してください。
- 名称が同じものが続く場合でも「同上」「#」などとせず、それぞれの名称を記入してください。

※		所有者コード		※		令和 8 年度 種類別明細書 (	
行 番 号	資 産 の 種 類	抹 消 コ ー ド	資 産 の 名 称 等		数 量	取得年月 年 月 日	
01	/	/	電気設備		136306		
02							
03							
04							
05							
06							
07							
08							
09							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
1. 構築物 2. 機械及び装置 3. 船舶 4. 航空機 5. 車両及び運搬具 6. 工具、器具及び備品 3. 昭和 5. 令和 4. 平成					小 計		

● 氏名又は名称を記入してください。

摘要

- 減少の事由により、次のことを記入してください。
 1. 売却 … 売却先の名称
 2. 滅失 … 滅失の理由
 3. 移動 … 移動の受入れ先の所在地等
- その他、資産が減少したことについて必要な事項を適宜記入してください。
- 申告もれ等の場合は、売却、廃棄等の年月日を記入してください。

取得価額

- 減少した資産の取得価額を記入してください。

なお、資産の一部が減少した場合は、減少した部分に対応する取得価額を記入してください。

● 該当する番号を○で囲んでください。

<償却資産と家屋の区分表>

※下の表は、主な設備等の例示です。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎
	中央監視設備	設備一式		◎		◎
	電灯コンセント設備、照明設備	屋外設備一式、非常用照明器具		◎		◎
		屋内設備一式	○			◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器		◎		◎
		配管・配線、端子盤等	○			◎
	LAN設備	設備一式		◎		◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	インターホン設備	集合玄関機、親機・子機等	○			◎
	監視カメラ（ITV）設備	受像機（テレビ）、カメラ		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	避雷設備	設備一式	○			◎
	火災報知設備	設備一式	○			◎
	呼出表示設備	設備一式	○			◎
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用）		◎		◎
		局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用等）	○			◎
		中央式給湯設備				
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		屋内の配管等	○			◎
衛生設備	衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器等）	○			◎
	消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		◎		◎
		消火栓設備、スプリンクラー設備等	○			◎
空調設備	空調設備	ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	換気設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
その他の設備等	自動車管制装置	設備一式	○			◎
	駐車場設備	機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、料金精算機、駐車券発行機、カーゲート、フラッパーゲート等		◎		◎
	運搬設備	工場用ベルトコンベア		◎		◎
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等	○			◎
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
		洗濯設備、冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切（衝立）、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等		◎		◎
外構工事	外構工事	工事一式（門・塀・緑化施設等）		◎		◎

※ こちらは朝霞市の取扱いであり、自治体によって取扱いが異なる場合があります。また、一般的な施工状況のものを想定し、作成しております。